８．学校運営連絡協議会

（１）東京都立大森高等学校定時制課程学校運営連絡協議会設置要綱

第１（名称）

この会の名称を「東京都立大森高等学校定時制課程学校運営連絡協議会」（以下、「学校運営連絡協議会」という。）とする。

第２（目的）

学校運営に、保護者や地域社会の声を取り入れ、学校、家庭、地域の連携を深め、本校の教育内容及び活動の充実・向上に資する。

第３（所掌事項）

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第４（組織）

学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

（１）協議委員

警察署員１名、消防署員１名、区役所職員２名、地域住民代表１名

（２）内部委員

定時制副校長、経営企画室長、主幹教諭（教務担当）、主幹教諭（生活指導担当）、進路指導主任

（３）委嘱方法

教職員は校長が委嘱し、協議委員は校長が推薦し東京都教育委員会が委嘱する。

第５（任期）

第１回学校運営連絡協議会開催日から当該年度の３月３１日までとする。

第６（役員）

会長１名、副会長２名、評価委員会委員長１名、事務局長１名を置く。会長は校長とし、副会長のうち１名は副校長、１名は協議委員とする。協議委員の副会長１名、評価委員会委員長１名は校長が選任する。

第７（開催回数及び時期）

６月、１０月、２月の年３回開催する。

第８（評価委員会）

学校運営連絡協議会の中に評価委員会を置く。評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。

委員の構成は副校長及び校長の指名する内部委員１名､協議委員２名の計４名とする。

第９（会の公開）

学校運営連絡協議会は､原則として公開とする｡ただし､会長が必要とする場合には､会長の判断により、非公開とすることができる。

第 10（事務局）

本協議会の事務局は,東京都立大森高等学校経営企画室に置く｡事務局長は経営企画室長とし､事務局員は､分掌主任１名と経営企画室１名及び校長が指名した者１名とする。

第 11（その他）

この設置要綱は、校長が必要に応じて改正する。

（付則）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。